

DIVA スポーツクラブ会則

第1章 総則

第1条 名称・所在地

本クラブの名称は、DIVA スポーツクラブ(以下、クラブという。)と称し、東京都世田谷区弦巻 4-30-5 に所在する。

第2条 運営・管理

本クラブの施設は、五光株式会社(以下、会社という。)が所有し、運営・管理をおこなう。会員は本クラブの運営・管理には一切関与できないものとする。

第3条 目的

本クラブの会員が、クラブ内の諸施設を利用して、心身の健康維持・増進・会員相互の親睦をはかり且つ品位ある健康的なクラブを目指すものとする。

第2章 会員

第4条 会員

本クラブは、会員制とし諸施設の利用は原則として会員のみに限る。

第5条 会員資格条件

本クラブに入会の資格を有する者は、本クラブの趣旨に賛同する方で次の各項にすべてあてはまるものとする。

1. 16 歳以上の方。但し、スイミングなどのスクール会員を除くものとする。
2. 伝染病・皮膚病・他の人に迷惑を与える恐れのある病気等でない方。その他運動に適切な健康状態の方。
3. 暴力団関係者でない方、及び刺青・タトゥーのない方。
4. 本クラブの認めた方。

第6条 会員の種類

個人正会員:個人の方で全営業時間の利用が可能。

ファミリア会員:個人会員のご家族(生計を一としている二親等まで)の方を対象とし全営業時間利用が可能。

デイ会員:個人の方で、日曜日・祝祭日を除く月曜日～土曜日の 9:30～18:00までの利用が可能。

アフタヌーン会員:個人の方で、日曜日・祝祭日を除く月曜日～土曜日の13:00～19:00までの利用が可能。

ナイト会員:個人の方で、日・祝祭日を除く月曜日～土曜日の17:00～22:30での利用が可能。

スチューデント会員:個人の方で、中学生を除く生徒及び学生の方を対象とし全営業時間利用が可能。

(学校教育法に定めのある学校に在籍されている方が対象とする。)

ウィークエンド会員:個人の方で土曜日9:30～22:30 日曜祝日9:30～20:00での利用が可能。

アクアスパ:個人の方で全営業時間 1 階プールエリアのみ利用可能。

法人会員:法人を対象とする。

スクール会員:各スクールを対象とする。尚、詳細は各スクール会則及び募集要項による。

第7条 会員資格の期間

1. 個人正会員、ファミリア、デイトタイム、デイ、アフタヌーン、ナイト、及び法人の各会員の資格は、入会時より退会時まで有効とする。
2. スチューデント会員の資格は、入会時より卒業時まで有効とする。
3. スクール会員の資格は、各スクール退会時まで有効とする。但し、開催期限のある場合は、参加スクール終了時まで有効とする。

第8条 入会手続き

1.本クラブに入会を希望するものは、入会金・会費等を添えて、所定の入会申込手続きをおこなうものとする。

2.本クラブに入会を希望するものは、法人会員を除き、所定の健康申告書を提出するものとする。

また、65 歳以上の方及び健康申告書により、本クラブが必要と判断した方は、医師による所定の健康診断書をあわせて、提出するものとする。

第9条 入会金・諸会費・諸料金

会員は、会社が定めた入会金・諸会費・諸料金を、所定の方法で期日までに会社へ納入しなければならない。

尚、入会金の金額は、会社が定め、別途募集要項または館内料金表に表示するものとする。入会金・月会費年会費及び利用料は、如何なる場合も返還されないものとする。

第10条 諸手続き

会員は、契約期間内に継続・変更・契約ロッカー等の手続きを完了しなければならない。又、会員が入会申込書に記載した内容に変更があった場合、速やかに変更手続きを完了しなければならない。

第11条 会員除名

1. 本会則・細則・募集要項その他会社が認める諸規則に違反したとき。
2. 本クラブ又は会社の名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。
3. 諸会費・諸料金の支払いを滞納し、期限を定めた催告にも応じないとき。
4. 本クラブの施設を故意に破損したとき。
5. 入会に際して会社に虚偽の申告したとき。
6. 会社が本クラブの会員としてふさわしくないと判断したとき。

第12条 退会

会員本人の都合による退会は、必ず本人が当月 14 日までに来館し、所定の手続きを完了しなければならない。故に、その期日までに手続きが完了されない場合には、翌月の月会費は引き落とされても異議ないものとする。したがって、代理人による手続きまたは電話による申し出は認められないまた、未払い料金のある場合は、完納しなければならない。

第13条 会員資格の喪失

会員は、退会・除名・死亡・法人の解散などの場合、または本クラブが閉鎖したときその資格を失う。その場合、会員証は原則として返還するものとする。

第14条 会員資格の譲渡

本クラブの会員資格は、これを譲渡または名義変更することはできないものとする。

第3章 会員の権利・義務

第15条 会員証

1. 本クラブの会員は、会員証の発行を受けるものとする。
2. 会社は、法人会員1口に対して、無記名のカードを3枚、または、利用チケットを月 20 枚もしくは月 30 枚を発行する。
3. 会員は、本クラブの施設を利用するときに、会員証または利用チケットを必ず携帯し、係員に提示しなければならない。
4. 会員は、本クラブの施設利用に関して、会員証の貸借はできないものとする。
5. 会員証を紛失ならびに退会・会員資格を喪失したときは、手数料を添え、速やかに再発行の手続きをとらなければならない。

第16条 施設の利用

会員は、施設の利用にあたり以下のことを厳守するものとする。

1. 会員は、会社が別途定める会費・利用料などを支払い、本クラブの施設を利用することができる。
2. 会員は、本クラブの営業時間内に本会則及び別途定める細則等に従い施設を利用することができる。本クラブが特別行事などで使用する場合、施設の一部について会員の利用を制限することがある。
3. 施設内では、係員の指示に従うものとする。
4. 館内及び施設周辺は、すべて禁煙とする。

第17条 健康管理

会員は、施設を利用するにあたって会員自身の責任において自己の健康管理を十分におこなうものとする。

第18条 休会

会員が怪我・病気治療、出産等やむをえない理由により 1 ヶ月以上施設を利用できない場合は、その事実を証明する診断書、所定の休会届、及び休会月数分の休会費を添えて、前月 14 日までに会社へ提出し会社がこれを承認した場合には、休会する事ができる。但し最長 6 ヶ月を超えることはできないものとする。尚、この休会制度は法人会員には適用されないものとする。また、原則として休会は復会を前提とし、休会中の退会は認められない。

第19条 会則等の遵守

会員は、本会則及び細則その他会社が定める運営・施設管理に関する事項に従い、これを遵守しなければならない。これに違反した場合には、本クラブの利用をお断りすることがある。

第20条 禁止事項

会社は、会員が施設内において次の各号の行為を行うことを禁止します。

- (1) 法令並びにクラブの会則、諸規則等に違反する行為
- (2) クラブの許可がない場所での撮影及び被写体の承諾を得ないでカメラを向ける、撮影をすること
- (3) 許可無く物品売買やパーソナルトレーニング等営業行為、勧誘行為、金銭の貸借、政治活動、署名活動を行うこと
- (4) 他の方やスタッフを誹謗中傷すること

- (5) 他の方やスタッフに対しての暴力行為、迷惑行為や威嚇行為
 - (6) 他の方やスタッフが恐怖を感じる危険な行為
 - (7) 他の方やスタッフをまちがせしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為
 - (8) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフの業務妨げになる等の行為
 - (9) 他の方の利用の妨げになる行為
 - (10) 痴漢、覗き、露出等公序良俗に反する行為
 - (11) クラブの施設・器具・備品の損壊や落書きや造作、備品の持ち出しをすること
 - (12) 動物を館内に持ち込むこと(介助犬、盲導犬、聴導犬を除く)
 - (13) 刃物、爆発物等の危険物を館内に持ち込むこと
 - (14) 館内での飲酒喫煙
 - (15) 利用時間、退館時間を守らず滞在すること
 - (16) その他、クラブが会員としてふさわしくないと認める行為
- 前項目のいずれかに違反した場合には、クラブはその会員を文書または口頭での厳重注意・即時退館もしくは除名させることができるものとする。

第4章 その他

第21条 諸費用の改定

1. 会社は、運営または経営上の理由により入会金を改定できるものとする。
2. 会社は、月会費・年会費・利用料などを、経済事情の変動などに応じて改定できるものとする。

第22条 ビジター

1. 会員が同伴した会員以外の利用者(以下、ビジターという)は、クラブ発行の券を利用することで本クラブの施設を利用することができる。
2. ビジターについても本クラブ利用時は会則及び細則等は適用されるものとする。

第23条 入場・施設利用制限及び退場

会社は、会員が下記の一つに該当する場合は、その会員の本施設への入場禁止及び退場を命ずることができるものとする。

1. 伝染病・皮膚病・他の人に迷惑を与える恐れのある病気・その他運動することが適当でない健康状態の方。
2. 酒気を帯びているとき。
3. 暴力団関係者ならびに反社会的集団に係る者、及び刺青・タトゥーのある方。
4. 他の施設利用者に迷惑をかけると判断されるとき。
5. 会費等の滞納がある場合。
6. 健康状態、または医師等に運動や入浴を禁じられている、またはマナーウェア着用等により運動や入浴することが好ましくないと判断される方の浴室、プール利用は禁止する。

第24条 施設の閉鎖及び休業

会社は、定期休館日以外でも、次の場合に施設の全部または一部を閉鎖することができる。

1. 気象条件・災害などの理由により営業が不可能な場合。
2. 施設の改造・修理・点検などのとき。この場合、原則として2週間以前に館内掲示するものとする。
3. 法令制定、改廃、行政指導、社会情勢の変化などによるとき。
4. 経営上など、重大な理由が生じたとき。

第25条 クラブの閉鎖

会社は、次の場合クラブを閉鎖し、すべての会員との契約を解除することができる。

1. 気象災害、その他の理由により施設への被害が大きく、再開が不可能になった場合。
 2. 経営上、重大な理由が生じたとき。
 3. 著しい社会情勢の変化、その他やむを得ない事由が生じたとき。
- 以上の理由により、本クラブを閉鎖する場合、会員はその際何等の異議申立てもできないものとする。

第26条 事故責任と損害賠償

1. 本クラブの利用に際して、会員本人または第三者に生じた人的、物的事故については、会社側に重過失のある場合を除き、会社は一切損害賠償の責を負わないものとする。尚、会員が同伴したビジターについても同様とする。
2. 会員が、本クラブの施設利用に際して、会社または第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任じるものとする。
尚、会員が同伴したビジターについては、会員がそのビジターと連帯して損害賠償の責に任じるものとする。

第27条 盗難・遺失物

会員が、本クラブの利用に際して生じた盗難及び遺失物については、会社は一切損害賠償の責を負わないものとする。忘れ物については、一定期間保管した後、処分するものとする。尚、会員が同伴したビジターについても同様とする。

第28条 駐車場・駐輪場

1. 会員は、本クラブ敷地内には駐車できないものとする。よって、会社は、隣接地(以下、本駐車場という)を駐車場として一時使用賃貸し、本クラブの営業時間内外にかかわらずこれを運営、管理するものとする。
2. 本駐車場は、本クラブの閉鎖又は土地所有者の事由になどにより、閉鎖されることがある。
3. 会社は、本駐車場及び駐輪場内で発生した人的・物的事故及び盗難・遺失物などに関して、一切損害賠償の責任を負わないものとする。
4. 会員が、本駐車場及び駐輪場の利用に際し、会社の設備等に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任ずるものとする。

又、会員が同伴したビジターについては、会員がそのビジターと連帯して損害賠償の責に任ずるものとする。

第29条 細則等

本会則に定めない事項、または業務上必要な事項については、別途細則・募集要項及びスクール会則に定めるものとする。

第30条 通知方法

本会則及び細則等に定める通知または予告は、本クラブの所定の場所に掲示する方法により行うものとする。

第31条 改正

会社は、本会則・細則・募集要項などの改定・変更をおこなうことができるものとし、改定、変更内容はすべての会員に適用されるものとする。

付 則 本会則は1991年2月18日より施行する。

1997年1月1日 第18条 休会 一部改定

2000年4月1日 第6条 会員の種類

第7条 会員資格の期間 1.

第15条 会員証 2. 追加 3. 4. 6.

2004年4月1日 第6条 会員の種類 一部改定

2008年10月1日 第6条 会員の種類 一部改定

2009年4月1日 第5条 会員資格条件 1. 3. 一部改定・追加

第6条 会員の種類 一部削除・改定

第12条 退会 一部改定

第18条 休会 一部改定

第22条 入場制限及び退場 3. 一部改定

2020年12月9日 第6条 会員の種類 一部改訂

第8条 入会手続き 一部改訂

第15条 会員証 一部改訂

第18条 休会 一部改訂

2021年6月4日 第23条 入場・施設利用制限及び退場 一部改訂・追加

2023年4月1日 第6条、第16条一部改訂及び第20条追加

2024年8月1日 第22条一部改定

DIVA スポーツクラブ細則

第1条 入会金・会費・利用料

別途募集要項に定めるものとする。

第2条 諸費用・料金等

別途募集要項または館内料金表に定めるものとする。

第3条 会費・諸費用等の支払

1. 会費の支払方法は、銀行口座自動振替とする。
2. **利用料、レンタル料、有料プログラム受講料などの支払方法は、都度に精算とする。**

第4条 健康申告書

1. 本クラブ入会に際し、所定の健康申告書に虚偽なく記入し、本人の健康状態を申告するものとする。
また、この申告書により本クラブが必要と判断した方は、本クラブの提携医療機関において、入会希望者の費用負担にて所定の健康診断及び必要な場合は運動処方を受け、提出する必要がある。
2. 法人会員は、健康申告書の提出を必要としないが、各法人会員がおこなう定期健康診断などの結果により本クラブの施設を利用する上で、健康上問題のない方のみを、利用せしめるものとする。

第5条 フィットネスチェック等

1. 会員は、入会後の適切な時期に、会員各自の年齢・健康状態・運動経験などに合わせて、当クラブの施設を安全、且つ適切に利用いただくためにフィットネスチェックを受けることとする。
2. 健康申告書の内容により本クラブが必要と判断した方は、フィットネスチェックとは別にクラブ利用に関するカウンセリングを受けるものとする。

第6条 施設利用の範囲

1. 個人正会員・ファミリア会員・スチューデント会員及び法人会員は、営業時間中いつでも本クラブの施設を利用できる。
2. デイ会員は、本クラブ施設を月曜日から土曜日の9:30~18:00 まで利用できるものとする。尚、日・祝祭日は利用できない。
3. アフタヌーン会員は、本クラブ施設を月曜日から土曜日の 13:00~19:00 まで利用できるものとする。尚、日・祝祭日は利用できない。
4. ナイト会員は、本クラブ施設を月曜日から土曜日の 17:00~22:30まで利用できるものとする。尚、日祝祭日は利用できない。
6. スクール会員等は、参加スクール時間内で所定の施設のみの利用となる。

第7条 変更事項

1. 会員は、氏名・住所・メールアドレス・電話番号・勤務先・会費引落口座等その他届出事項に変更があった場合、本クラブ所定の変更届を速やかに提出するものとする。特に会員種類の変更など会費引落としにかかわる届け出は前月 14 日までに提出するものとする。
2. 会員の種別変更は、原則として入会時より 3 ヶ月を経過しなければ変更は出来ないものとする。
なお、変更の際は、別途定める手数料を添えて手続き時に支払うものとする。また、会費については、変更手続きの**締切日**前までに自動振替**もしくは窓口支払い**にて支払うものとする。尚、会員種類上での減額になる変更でも、納入済み入会金及び年一括払いの会費は減額の対象とはならない。

第8条 駐車場・駐輪場の利用

1. 駐車場の利用申請を行った会員は営業時間内且つ施設利用時のみ本駐車場を利用できる。
2. 本駐車場は、最徐行で走行するものとし、表示標識に従うこととする。
3. 本駐車場の出入車などの利用方法については、本クラブのフロントにて係員の指示に従うものとし、利用する会員は事前に申し出ることとする。
4. 駐輪は定められた場所のみとし、施設周辺や路上に自転車・バイクなどを放置しないこととする。
5. 営業時間外の駐車、申請を行っていない会員の駐車、利用マナーの悪い車両に対し罰金を科す場合がある。

第9条 改正

会社は、必要と認めた場合、館内公示により、細則並びに募集要項等の改定を行うものとし、改定内容はすべての会員に適用されるものとする。

付 則 本会則は 1991 年 2 月 18 日より施行する。

2000 年 4 月 1 日 第 6 条・第 7 条 一部改定

2000 年 4 月 1 日 第 6 条 施設利用の範囲 2. 3. 4. 5. 一部改定

2009 年 4 月 1 日 第 6 条 施設利用の範囲 4. 5. 一部改定 第 7 条 変更事項 1. 一部改定

2020 年 12 月 9 日 第 8 条 駐車場・駐輪場の利用 一部改訂

2024 年 8 月 1 日 第 3 条・第 6 条・第 7 条 一部改訂

1. 個人情報の管理・取り扱いについて

五光株式会社・DIVA スポーツクラブ(以下、会社という)では、会員よりお預かりしました個人情報を、スポーツクラブの運営業務において、下記の目的で利用致できるものとする。

入会お申込みをされた方の個人情報:ダイレクトメールの送付及びメールマガジン配信の為

また、法令の規定等による場合を除き、会員の同意を得ずに第三者に提供することはない。前述の利用目的達成の範囲内において業務委託する際には、選定基準に基づき個人情報を安全に管理できる委託先を適切に監督する。個人情報の提出については、会員の自由な判断に任せられるが、必要事項の中で提出できない個人情報がある場合、サービスの一部を提供できない場合があることを了承いただくことになる。

ダイレクトメールの送付

会社では会員よりお預かりする住所を、当社よりお送りするダイレクトメールの送付のために使用する。ダイレクトメールの送付を希望されない場合は、当社へ E-Mail、電話、または FAX にて解除を申し出ることとする。あらかじめ同意の上、手続きを取るものとする。

メールマガジンの送付

会社では、会員よりお預かりしました住所を、会社よりお送りするメールマガジン(広告を含む)の為に使用する。メールマガジンの送付を希望されない場合は、会社から送られるメールマガジンに記載されている解除手続きにより、解除を申し出ることとする。あらかじめ同意の上、手続きを取るものとする。

Cookie について

会員がメールマガジンを経由して弊社サイトを利用する過程で、サイト運営のために会員の「Cookie 情報」を収集する場合がある。「Cookie 情報」とは、Cookie という業界標準の技術を利用して、記録保管を目的として、ウェブサイトがユーザーのコンピューターのハードディスクに転送する情報のことである。Cookie は、特定のサイトでユーザーが選択した情報を保存することにより、Web をさらに役立たせることができる。なお、ユーザーのコンピューターを識別することはできるが、ユーザー自身を識別することはできない。大半のブラウザは、Cookie を受け入れるように最初から設定されている。ユーザー側で Cookie を拒否するように設定することもできるが、その場合ウェブサイトを十分に活用できなくなる可能性もある。

個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止については下記まで連絡することとする。

五光株式会社
DIVA スポーツクラブ個人情報保護管理者
施設管理マネージャー
〒154-0016
東京都世田谷区弦巻 4 丁目 30-5
TEL:03-3420-3355
info@diva-sporting.jp

2. メールマガジン配信サービス登録規約

■登録規約について

本規約は、五光株式会社・DIVA スポーツクラブ(以下、会社という)に入会申し込みし、会社が配信するメールマガジン配信サービスに購読登録を行った方(以下、購読者という)に適用されるものとする。

■個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いは、会社の「個人情報保護方針」に従うものとする。

■メール配信の登録変更・配信中止

配信先メールアドレスの変更、または配信の中止の際には、購読者自身で手続きを行うものとする。

■当社による登録解除

次のいずれかに該当するときは、読者登録を解除する場合がある。

1. メールアドレスに誤りがある場合
2. メールアドレスの使用が廃止されている場合
3. メールボックスの容量オーバーなどの理由で配信したメール及びメールマガジンが不達となったとき
4. 購読者側のメールサーバーの受信拒否、または受信障害などで配信に障害が発生した場合
5. 下記の「禁止事項」の項目に該当する行為があった場合
6. メールマガジンが廃刊されたとき
7. その他読者登録を継続するにあたり不適当な事由があるとき

■登録解除後のメール送信

読者登録を解除された場合であっても、会社の会員である限り、スポーツクラブ運営に必要な情報(災害時の運営情報など)はお送りする場合がある。

■禁止事項

購読者は次の事項を行ってはならないものとする。

1. 他人のメールアドレスを所有者の承認なしに登録すること
2. 不正に入手メールアドレスを登録すること
3. 当社のシステムに障害を発生させることを目的に故意に登録すること

■システムの停止

会社は、システムの保守のためにサービスの一部または全部を一時停止することがある。また緊急を要するシステムの変更や天災地変等の不可抗力によって、予告なくサービスの一部または全部の提供を一時停止することがある。

■免責事項

会社は理由の如何を問わず、利用者に生じた一切の損害について、責任を負わないものとする。

■規約の改定

本規約は予告なく改定されることがあり、サービス利用時点での規約が適用されるものとする。